

今年度の健診等の受診はお済みですか？

～各種健診等の受診(利用)券をお持ちの方へ～

使用期限が迫っています!!

平成30年度の各種健診等のご受診はお済みでしょうか？

人間ドック・婦人科健診の受診対象者には、既に所属所を經由して受診(利用)券を配布しています。また特定健康診査の受診対象者には、ご自宅に受診券を送付しています。

下記の各種健診等について対象者の方は、健診済みチェックを行ってみましょう。対象になっている健診や特定保健指導の健診(利用)済みチェックが空欄となる方は、是非、この機会を逃さず、お早めにご受診(利用)ください。



受診期限：平成31年 3月 31日



「人間ドック」受診券

- [対象者] 35歳(脳ドックは50歳)以上の組合員及びその被扶養者
[助成額] 一般組合員…20,000円
 節目*組合員…30,000円
 一般被扶養者…13,000円
 節目*被扶養者…19,000円
 ※節目とは40歳、45歳、50歳、55歳、60歳を指します。



「婦人科健診」受診券

- [対象者] 30歳以上の女性の組合員及び被扶養者
[助成額] 本組合が指定する婦人科健診の費用とマンモグラフィー及び超音波検査(エコー)に係る費用の全額

※どちらも平成30年度の申込は締め切っています。

受診期限：平成31年 3月 31日



「特定健康診査」受診券

- [対象者] 今年度中に40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者(定期健康診断、及び人間ドック受診の方は特定健康診査の受診項目を満たしていることから、特定健康診査を受診したこととします)
[助成額] 特定健康診査に係る全額(自己負担はありません)

利用期限：利用券に記載の期日



「特定保健指導」利用券

- [対象者] 40歳以上75歳未満の組合員及び被扶養者で特定健康診査の結果、利用対象となった方
- [助成額] 特定保健指導に係る全額(自己負担はありません)



※特定健康診査・特定保健指導の実施率は保険者の後期高齢者支援金負担の加算・減算に関わるものです。健診の受診、保健指導の利用により、共済組合全体の実施率の向上に努めていきましょう！

健診は、生活習慣を改善し、病気の予防や早期発見、早期治療につなげるために行われます。健康であるためには、定期的に健診を受け、まずはご自身の身体の状態や変化を知ることが大切です。健診を後回しにせず、ご自身の健康管理のために、年に一度の健診を習慣づけましょう。

2月～3月は、健診機関等の予約が取りづらくなります。受診期限までまだ余裕があると思うことなく、お早目にご予約・ご受診ください。



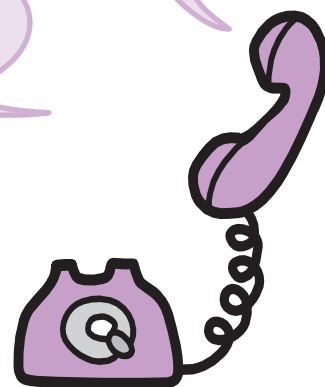
健康生活をサポートする

健康相談事業

平成29年度 利用状況

相談は無料!!

平成29年度に寄せられました相談件数については、下表のとおりです。これらの相談事業は、組合員はもちろん、ご家族の方も健康やこころのお悩みについてご利用いただけます。しっかりとした知識をもち経験豊富な相談員が対応し、個人情報保護法の遵守と相談者のプライバシーを厳守し機密を保持いたします。



利用件数	電話健康相談	メンタルヘルス相談		
		ハートランド しぎさん	大学院連合 メンタルヘルスセンター	合計
平成27年度	109	9	26	35
平成28年度	77	3	73	76
平成29年度	74	5	56	61